

中谷一馬を応援する会 規約

適用:2010年5月17日

第1条(名称)

本会の名称は、中谷一馬を応援する会とする。

第2条(目的)

本会は、世の中を良い方向に変革したいという有志が、会員となり、中谷一馬の政治的・社会的活動を支援することを主たる目的とする。
また会員相互で知識を共有し、議論することを通して、学習・議論・実践活動を行うことも目的とする。

第3条(団体及び事務局の所在地)

本会の団体、及びその事務局の所在地は、中谷一馬事務所とする。

第4条(会員)

会員とは、本規約を承諾の上、本会が指定する会員登録手続きを行い、本会が承諾した者をいう。任期は1年とし、問題が生じない限りは再任を妨げない。

第5条(財産)

本会の財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求および払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

第6条(入会の条件)

入会にあたっては、本会の趣旨に賛同し、本規約内容を承諾した上で、入会申込書を本会に提出することをその条件とする。

第7条(記載変更事項の届出)

第6条に基づき実施した会員の登録情報に変更が生じたときは、会員は、本会にその旨を届け出なければならぬ。

第8条(入会申込の拒絶)

本会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

1. 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者が本規程に反するおそれのある場合
3. 第9条の各号に該当する場合
4. 本会及び関係者に対して不利益を与えるおそれがあると判断した場合
5. 本会及び関係者の名誉や尊厳などを傷つけるおそれがあると判断した場合
6. その他、当団体が入会を適当でないと判断した場合

第9条(反社会的勢力の排除)

会員は、現在および将来にわたって、以下の各号にいずれも該当しないことを、本会が用意した様式を用いて表明しなければならない。

- (1)暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業
- (2)準暴力団・準暴力団員・準暴力団関係企業
- (3)匿名・流動型犯罪グループ・匿名・流動型犯罪グループ関係者・関係企業
- (4)その他前各号に準し、る者

第10条(会員の禁止事項)

会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。

- (1)会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与などを行うことはできない。
- (2)会員は、本会から要請があった場合は、たとえ本会の許可があったとしても、理由を説明し使用していた本会の名称、ロゴ、リンクを掲載媒体から削除するものとする。
- (3)会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行う入信活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。
- (4)会員は、本会の許可なく、他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為を行ってはならない。
- (5)会員は、本会の許可なく、他の会員に対し、他社が不快に感じる勧誘などの行為を行ってはならない。
- (6)会員は、本会活動に係る秘密を不正に開示し、または使用してはならない。本会活動に係る秘密とは、本会が保有する個人情報及び政治、選挙、政策などに関する情報で本会及び関係者から提供され、秘密として開示範囲を本会会員等に限定して指定されたものをいう。
- (7)その他、本会が不相当と判断する行為。

第11条(資格の喪失)

1.会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

その場合、資格喪失までに納めた会費は一切本人には返還しないものとする。

- (1)退会届の申し出を事務局に対して行い、事務局がこれを承認したとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3)本人が破産手続開始を決定したとき。
- (4)規約違反などで除名されたとき。
- (5)第10条の各号に規定する行為を行ったと判断したとき。

2.会員が次の各号の一に該当する場合には、除名することかてきる。

- (1)規約に違反したとき。
- (2)本会及び関係者に対して不利益を与えたと判断したとき。
- (3)本会及び関係者の名誉や尊厳などを傷つけたと判断したとき。

第12条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第13条(経費)

本会の経費は、会員の寄付などの浄財・その他の収入をもって運営する。

第14条(役員)

1.この会に以下の役員を置く。

代表 1名 会長 若干名 会計 1名 その他必要な役員 若干名

2.代表は、会務を総括し、会を代表する。

3.会長は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、代表が「予め指名した順序に従い、その職務を代理する。

4.会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び「書類を管理する。

5.役員が「本規約に違反した場合などは、第11条に基づき解任することか「て「きる。

第15条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

会長は代表を補佐し、代表が「欠員のときは代表の職務を遂行する。

第16条(役員任期)

役員任期は、1年とする。問題がない限りは再任を妨げ「ない。なお、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第17条(総会)

本会の最高意思決定を行う場として、不定期の総会を設置する。

1.総会は、代表が「必要と認めた場合に実施する。

2.総会の招集は代表が「行い、予め日時等を指定して会員に周知する。

3.総会の議長は、代表が「これにあたる。

4.重要事項については、会員による総会にて決定する。

5.議案の決議は出席者の過半数の賛成で「これを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6.総会の決議事項及び「報告事項は、代表より提案する。

第18条(活動)

本会は、総会、定例会、懇談会などを開催する。

第19条(免責条項及び問題対応)

1.会員が「本会の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任をもってこれを解決しなければ「ならず」、本会は一切の責任を負わないものとする。

2.会員が「、本規程に違反または不正もしくは違法な行為によって、本会に損害を与えた場合、当該会員は本会が「受けた損害に対して責任を持って対応する。

3.前項の規定は、第11条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

第20条(準拠法及び裁判管轄)

- 1.本規程の成立・効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。
- 2.本会と会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条(会員情報の取扱い)

- 1.本会は、会員が入会申込時に届出をした会員に関する情報(第7条により変更された情報を含む。以下、「会員情報」という)を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2.本会は、会員資格の喪失から1年が経過したとき、当該会員に係る会員情報を廃棄できるものとする。

第22条(規約改定)

この規約は、円滑な運営のために必要と判断される場合に改正することができ、なお、改定を実施するときは、総会で告知し、協議の上で改正する。